

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	笛吹市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/info.php?cat_id=128">http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/info.php?cat_id=128</a>

執行機関名 笛吹市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年笛吹市条例第126号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成二十七年笛吹市条例第三十二号)別表第一 第一の項 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年笛吹市条例第126号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十六年笛吹市条例第百二十六号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	この条例は、 <u>ひとり親家庭</u> に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的及び経済的な負担を軽減し、ひとり親家庭の <u>保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成十六年笛吹市条例第百二十六号) 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成十六年笛吹市規則第五号)